

特記仕様書

| | |
|-----------|--|
| 総則 | この特記仕様書は各課が使用する名入り中封筒の印刷製本について必要な事項を定めることを目的とする。 |
| 件名 | 名入り中封筒の印刷製本 |
| 契約方法 | 1束あたりの単価契約 |
| 担当課 | 市川市財政部契約課 |
| 納入場所 | 危機管理室地域防災課 外 「別紙1:中封筒一覧表」を参照 |
| 契約期間 | 令和3年4月30日～令和3年7月31日 |
| 印刷部数 | 2,740束(1束100枚) |
| 規格・加工 | 長3封筒 クラフト70g/m ² 120mm×235mm 再生紙使用 ※調達困難な場合は、担当課と協議の上、再生紙以外の紙質でも可とする。 色 1C (水色) (色合いについては、別添「市川市シンボルデザインベーシックマニュアル」に準拠すること。) 文字等の書体については、別添「市川市シンボルデザインベーシックマニュアル」に準拠すること。 センター貼り |
| 版数 | 127版(予定) 「別紙1:中封筒一覧表」を参照 「別紙1:中封筒一覧表」に記載の「標準の原稿」とは「別紙2:標準中封筒デザイン」を基とする。これらを基本として各所属のデザインを作成する。変更箇所は市川市役所の名称からホームページアドレスの部分となる。なお、変更内容については契約業者に紙にて提供する。 |
| 入稿方法 | 紙原稿及び電子データ(イラストレーターファイル(AI)形式またはPDFファイル形式またはPIGファイル(画像ファイル)形式で、シンボルロゴマーク部分1点)にて提供する。 また、必要に応じて昨年度のデータを提供する。 |
| 校正 | ①色校正及び: 1回。企画課にて行うものとする。 書体・レイアウト確認 ②本機校正: 3回まで。企画課・契約課にて行うものとする。 ③文字校正: 1回以上。②の本機校正後に、各所属の担当職員と行うものとする。 ただし、小中学校・幼稚園については、就学支援課が取りまとめのうえ校正を行う。 5月21日迄を目処に校了予定。 |
| 印刷データについて | PDF形式及び通常印刷業者にて今回と同等の品質で印刷が可能なソフトウェアを使用した印刷用データを納品すること。 納品データには使用したソフトウェアの名称・バージョン・使用したフォントを記載すること。 なお、印刷データの著作権は納品時に市川市に譲渡されるものとする。 |

納品

令和3年7月31日までに「別紙1：中封筒一覧表」に記載の各所属へ納品すること。納入日時については、事前に契約課及び各所属の担当職員と協議すること。

その他

1、契約者は、本契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、本契約の履行による個人情報の取扱にあたっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2、その他不明な点は、契約課職員及び各所属の担当職員と協議し指示に従うものとする。

3、この特記仕様書に定めのない事項については、印刷製本請負契約書（「印刷製本請負契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

4.契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

別紙1:中封筒一覧表

| 番号 | 担当課 | 標準の 原稿 | 中封筒(束) | 納入場所 | 版数 | 備考 |
|----|-------------------------------------|-----------|--------|----------------------|----|----|
| 1 | 地域防災課 | | 30 | 地域防災課(消防局4階) | 1 | |
| 2 | 職員課 | | 25 | 職員課 | 1 | |
| 3 | 給与課 | | 60 | 給与課 | 1 | |
| 4 | 多様性社会推進課 | | 12 | 男女共同参画センター | 1 | |
| 5 | 行政経営課 | | 1 | 行政経営課 | 1 | |
| 6 | 中核市移行準備課 | | 2 | 中核市移行準備課 | 1 | |
| 7 | 健康都市推進課 | | 24 | 健康都市推進課 | 1 | |
| 8 | 秘書課 | | 6 | 秘書課 | 1 | |
| 9 | 広報広聴課 | | 10 | 広報広聴課 | 1 | |
| 10 | 管財課 | | 5 | 管財課 | 1 | |
| 11 | 納税・債権管理課 | | 200 | 納税・債権管理課 | 1 | |
| 12 | 市民税課 | | 70 | 市民税課 | 1 | |
| 13 | 固定資産税課 | | 74 | 固定資産税課 | 1 | |
| 14 | 文化施設課 | | 25 | 文学ミュージアム(生涯学習センター2階) | 1 | |
| 15 | 文化芸術課(文化芸術課分) | | 5 | 文化芸術課 | 1 | |
| 16 | 文化芸術課(文化施設課分) | | 5 | 文化芸術課 | 1 | |
| 17 | スポーツ課 | | 30 | スポーツ課(八幡1-1-1) | 1 | |
| 18 | ボランティアNPO課 | | 10 | ボランティアNPO課 | 1 | |
| 19 | 市民安全課(マナー条例推進事業) | | 10 | 市民安全課 | 1 | |
| 20 | 市民安全課(防犯対策事業) | | 45 | 市民安全課 | | |
| 21 | 経済政策課 | | 114 | 経済政策課 | 1 | |
| 22 | 農業振興課 | | 10 | 農業振興課 | 1 | |
| 23 | 観光政策課 | | 4 | 観光政策課 | 1 | |
| 24 | 福祉政策課(福祉政策課事務費) | | 8 | 福祉政策課 | 1 | |
| 25 | 福祉政策課(保険者機能強化事業) | | 6 | 福祉政策課 | | |
| 26 | 介護福祉課 | | 330 | 介護福祉課 | 1 | |
| 27 | 障がい者支援課 | ○ | 80 | 障がい者支援課 | 1 | |
| 28 | 障がい者支援課 | | 110 | 障がい者支援課 | 1 | |
| 29 | 生活支援課 | | 30 | 生活支援課(本庁舎) | 1 | |
| 30 | 生活支援課 | | 50 | 生活支援課(第2庁舎) | 1 | |
| 31 | 生活支援課 | | 20 | 生活支援課(分庁舎C棟) | 1 | |
| 32 | 市営住宅課 | ○ | 30 | 市営住宅課 | | |
| 33 | こども福祉課 | | 31 | こども福祉課 | 1 | |
| 34 | こども施設運営課 | | 20 | こども施設運営課 | 1 | |
| 35 | こども施設計画課 | | 2 | こども施設計画課 | 1 | |
| 36 | 発達支援課 | | 20 | 発達支援課 | 1 | |
| 37 | 保健医療課 | | 2 | 保健医療課 | 1 | |
| 38 | 保健センター健康支援課(母子健康教育・相談事業) | | 4 | 保健センター健康支援課(保健センター) | 1 | |
| 39 | 保健センター健康支援課(妊産婦・乳幼児健康診査事業) | | 42 | 保健センター健康支援課(保健センター) | | |
| 40 | 保健センター健康支援課(不妊治療費助成事業) | | 12 | 保健センター健康支援課(保健センター) | | |
| 41 | 保健センター健康支援課(子育て世代包括支援事業)(妊娠・出産支援事業) | | 17 | 保健センター健康支援課(保健センター) | | |
| 42 | 保健センター健康支援課(産後ケア事業)(政策A) | | 4 | 保健センター健康支援課(保健センター) | | |
| 43 | 保健センター健康支援課(母子訪問事業) | | 5 | 保健センター健康支援課(保健センター) | | |
| 44 | 保健センター疾病予防課(予防接種事業) | | 40 | 保健センター疾病予防課(保健センター) | 1 | |
| 45 | 保健センター疾病予防課(健康診査事業) | | 2 | 保健センター疾病予防課(保健センター) | 1 | |
| 46 | 保健センター疾病予防課(急病診療所等運営事業) | | 40 | 保健センター疾病予防課(保健センター) | 1 | |
| 47 | 保健センター疾病予防課(特定健康查察・保健指導事業) | | 25 | 保健センター疾病予防課(保健センター) | 1 | |
| 48 | 保健センター疾病予防課(趣旨普及事業) | | 3 | 保健センター疾病予防課(保健センター) | | |
| 49 | 国民健康保険課(国民健康保険課事務費) | | 2 | 国民健康保険課 | 1 | |
| 50 | 国民健康保険課(資格給付事業費) | | 40 | 国民健康保険課 | | |
| 51 | 国民健康保険課(保険税賦課徴収事務費) | | 50 | 国民健康保険課 | | |
| 52 | 国民健康保険課(後期高齢者医療制度関係事務費) | | 50 | 国民健康保険課高齢者医療担当 | 1 | |
| 53 | 国民健康保険課(後期高齢者医療保険料徴収費) | | 20 | 国民健康保険課高齢者医療担当 | | |
| 54 | 生活環境整備課(スマートハウス普及促進事業) | | 4 | 生活環境整備課(第2庁舎) | 1 | |
| 55 | 生活環境整備課(生活環境整備課事務費) | | 5 | 生活環境整備課(第2庁舎) | | |
| 56 | 生活環境整備課(行徳野鳥観察舎管理運営事業) | | 5 | 行徳野鳥観察舎 | | |

別紙1:中封筒一覧表

| 番号 | 担当課 | 標準の 原稿 | 中封筒(束) | 納入場所 | 版数 | 備考 |
|--------|----------------------|-----------|--------|--------------------|----|----|
| 57 | 生活環境保全課(生活環境保全課事務費) | | 1 | 生活環境保全課(第2庁舎) | 1 | |
| 58 | 生活環境保全課(狂犬病予防事業) | | 3 | 生活環境保全課(第2庁舎) | | |
| 59 | 生活環境保全課(ドッグラン運営事業) | | 3 | 生活環境保全課(第2庁舎) | | |
| 60 | 生活環境保全課(猫不妊等手術実施事業) | | 2 | 生活環境保全課(第2庁舎) | | |
| 61 | 循環型社会推進課(清掃総務費) | | 3 | 循環型社会推進課 | 1 | |
| 62 | 循環型社会推進課(環境総務費) | | 1 | 循環型社会推進課 | 1 | |
| 63 | 循環型社会推進課(環境審議会運営事業) | | 1 | 循環型社会推進課 | | |
| 64 | 商工業振興課(商工業振興課事務費) | | 5 | 商工業振興課 | 1 | |
| 65 | 商工業振興課(労働諸費事務費) | | 20 | 勤労福祉センター2階 | 1 | |
| 66 | 清掃事業課 | | 25 | 清掃事業課(クリーンセンター) | 1 | |
| 67 | 街づくり計画課(JR武蔵野線沿線事業) | | 5 | 街づくり計画課(第2庁舎) | 1 | |
| 68 | 街づくり整備課 | | 5 | 街づくり整備課(第2庁舎) | 1 | |
| 69 | 道路管理課 | | 11 | 道路管理課(第2庁舎) | 1 | |
| 70 | 道路建設課 | | 5 | 道路建設課(第2庁舎) | 1 | |
| 71 | 下水道経営課(総係費) | | 10 | 下水道経営課(第2庁舎) | 1 | |
| 72 | 下水道経営課(水洗化普及費) | | 3 | 下水道経営課(第2庁舎) | | |
| 73 | 河川・下水道建設課 | | 55 | 河川・下水道建設課(第2庁舎) | 1 | |
| 74 | 公園緑地課 | | 10 | 公園緑地課(第2庁舎) | 1 | |
| 75 | 議会事務局庶務課 | | 20 | 議会事務局 | 1 | |
| 76 | 教育総務課 | | 8 | 教育総務課(第2庁舎) | 1 | |
| 77 | 青少年育成課(青少年育成課事務費) | | 4 | 青少年育成課(第2庁舎) | 1 | |
| 78 | 青少年育成課(放課後保育クラブ運営事業) | | 3 | 青少年育成課(第2庁舎) | | |
| 79 | 社会教育課 | | 18 | 社会教育課(第2庁舎) | 1 | |
| 80 | 義務教育課 | | 10 | 義務教育課(第2庁舎) | 1 | |
| 81 | 考古博物館(自然博物館維持管理事業) | | 3 | 自然博物館 | 1 | |
| 82 | 考古博物館(歴史博物館管理運営事業) | | 1 | 市川歴史博物館 | 1 | |
| 83 | 考古博物館(考古博物館管理運営事業) | | 2 | 考古博物館 | 1 | |
| 84 | 学校環境調整課 | | 2 | 学校環境調整課(第2庁舎) | 1 | |
| 85 | 学校地域連携推進課 | | 3 | 学校地域連携推進課(第2庁舎) | 1 | |
| 86 | 教育センター | | 10 | 教育センター(生涯学習センター3F) | 1 | |
| 87 | 消防総務課 | | 30 | 消防総務課(消防局) | 1 | |
| 88 | 市川小学校 | | 12 | 市川小学校 | 1 | |
| | 中山小学校 | | 4 | 中山小学校 | 1 | |
| | 八幡小学校 | | 5 | 八幡小学校 | 1 | |
| | 国分小学校 | | 9 | 国分小学校 | 1 | |
| | 大柏小学校 | | 18 | 大柏小学校 | 1 | |
| | 宮田小学校 | | 2 | 宮田小学校 | 1 | |
| | 富貴島小学校 | | 8 | 富貴島小学校 | 1 | |
| | 若宮小学校 | | 11 | 若宮小学校 | 1 | |
| | 国府台小学校 | | 11 | 国府台小学校 | 1 | |
| | 平田小学校 | | 11 | 平田小学校 | 1 | |
| | 鬼高小学校 | | 12 | 鬼高小学校 | 1 | |
| | 菅野小学校 | | 8 | 菅野小学校 | 1 | |
| | 行徳小学校 | | 5 | 行徳小学校 | 1 | |
| | 信篤小学校 | | 10 | 信篤小学校 | 1 | |
| | 稲荷木小学校 | | 14 | 稲荷木小学校 | 1 | |
| | 南行徳小学校 | | 3 | 南行徳小学校 | 1 | |
| | 鶴指小学校 | | 8 | 鶴指小学校 | 1 | |
| | 宮久保小学校 | | 11 | 宮久保小学校 | 1 | |
| | 二俣小学校 | | 3 | 二俣小学校 | 1 | |
| | 中国分小学校 | | 10 | 中国分小学校 | 1 | |
| | 曾谷小学校 | | 12 | 曾谷小学校 | 1 | |
| 大町小学校 | | 15 | 大町小学校 | 1 | | |
| 北方小学校 | | 11 | 北方小学校 | 1 | | |
| 新浜小学校 | | 11 | 新浜小学校 | 1 | | |
| 百合台小学校 | | 11 | 百合台小学校 | 1 | | |

別紙1:中封筒一覧表

| 番号 | 担当課 | 標準の 原稿 | 中封筒(束) | 納入場所 | 版数 | 備考 |
|-----------------|----------|-----------|--------|-----------------|-------|----|
| | 富美浜小学校 | | 10 | 富美浜小学校 | 1 | |
| | 柏井小学校 | | 10 | 柏井小学校 | 1 | |
| | 大洲小学校 | | 6 | 大洲小学校 | 1 | |
| | 幸小学校 | | 10 | 幸小学校 | 1 | |
| | 新井小学校 | | 5 | 新井小学校 | 1 | |
| | 南新浜小学校 | | 20 | 南新浜小学校 | 1 | |
| | 大野小学校 | | 5 | 大野小学校 | 1 | |
| | 塩焼小学校 | | 35 | 塩焼小学校 | 1 | |
| | 稲越小学校 | | 7 | 稲越小学校 | 1 | |
| | 塩浜学園(前期) | | 3 | 塩浜学園(前期) | 1 | |
| | 大和田小学校 | | 6 | 大和田小学校 | 1 | |
| | 福栄小学校 | | 9 | 福栄小学校 | 1 | |
| | 妙典小学校 | | 3 | 妙典小学校 | 1 | |
| | 89 | 第1中学校 | | 11 | 第1中学校 | 1 |
| 第2中学校 | | | 17 | 第2中学校 | 1 | |
| 第3中学校 | | | 15 | 第3中学校 | 1 | |
| 第4中学校 | | | 16 | 第4中学校 | 1 | |
| 第5中学校 | | | 17 | 第5中学校 | 1 | |
| 第6中学校 | | | 10 | 第6中学校 | 1 | |
| 第7中学校 | | | 21 | 第7中学校 | 1 | |
| 第8中学校 | | | 15 | 第8中学校 | 1 | |
| 下貝塚中学校 | | | 8 | 下貝塚中学校 | 1 | |
| 高谷中学校 | | | 10 | 高谷中学校 | 1 | |
| 福栄中学校 | | | 10 | 福栄中学校 | 1 | |
| 東国分中学校 | | | 5 | 東国分中学校 | 1 | |
| 大洲中学校 | | | 5 | 大洲中学校 | 1 | |
| 塩浜学園(後期) | | | 8 | 塩浜学園(後期) | 1 | |
| 南行徳中学校 | | | 11 | 南行徳中学校 | 1 | |
| 妙典中学校 | | | 11 | 妙典中学校 | 1 | |
| 須和田の丘支援学校(稲越校舎) | | | 10 | 須和田の丘支援学校(稲越校舎) | 1 | |
| 90 | 信篤幼稚園 | | 1 | 信篤幼稚園 | 1 | |
| | 大洲幼稚園 | | 3 | 大洲幼稚園 | 1 | |
| | 南行徳幼稚園 | | 1 | 南行徳幼稚園 | 1 | |
| | 百合台幼稚園 | | 1 | 百合台幼稚園 | 1 | |
| | 新浜幼稚園 | | 2 | 新浜幼稚園 | 1 | |
| | 計 | | 2,740 | | 127 | |

別紙2：標準中封筒デザイン

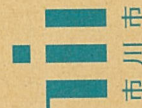
シンボルロゴマーク（単色）



市川市役所
Ichikawa City Hall

〒272-8501 千葉県市川市八幡丁目1番1号
1-1-1 Yawata, Ichikawa City, Chiba, 272-8501
電話 047-334-1111 (代)
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

森林資源保護のためにこの封筒は再生紙を使用しております。



市川市

いつも新しい流れがある市川



City of ICHIKAWA symbol design basic manual

Contents

| | |
|-----------------------------|----|
| シンボルマーク／ロゴタイプ | 2 |
| シンボルロゴマーク／英文表記 | 3 |
| 余白サイズ指示／最小使用サイズ | 4 |
| シンボルマーク・ロゴタイプ カラー／背景色 | 5 |
| 単色表示／補助色表示(特殊表示) | 6 |
| タイプフェイス(推奨フォント) | 7 |
| 誤った使用例 | 8 |
| オーソライズド・バリエーション | 9 |
| シンボルロゴマーク レイアウト 推奨例 | 10 |
| 参考例(名刺) | 11 |
| 参考例(封筒) | 12 |
| 参考例(レターヘッド) | 13 |

シンボルマーク

「市川市」のシンボルマークは、市川市の「市」、ichikawa の「i」、そして「1の川」を表しています。

3本線は、市川市の3つの基本理念である「人間尊重」「自然との共生」「協働による想像」を表現。市川市の未来への発展や豊かさと、安心して快適な街の創造が込められています。

シンボルマークはシンボルマークカラー（水色）で表示することを原則とします。



ロゴタイプ

市川市のロゴタイプはシンボルマークに合わせて開発されたものです。

ロゴタイプはロゴタイプカラー（グレー色）で表示することを原則とします。

文字組みは最適なバランスで構成されていますので、文字の間を詰める、空ける、フォールドを変えるなどの変更をせず、規定のデータをご使用ください。

ロゴタイプⅠ

市川市

ロゴタイプⅡ

市川市役所

シンボルロゴマーク

「市川市」のイメージをより明確に伝達するためには、シンボルマークとロゴタイプを組み合わせて使用する必要があります。この組み合わせを「シンボルロゴマーク」と呼びます。このシンボルロゴマークは、市川市のコミュニケーション活動の核として、さまざまな場面で積極的に使用していきます。

シンボルマークとロゴタイプの大きさ、カタチ、位置を変えずにそのまま使用してください。また色はそれぞれシンボルマークカラー、ロゴタイプカラーで表示することを原則とします。



英文表記

ロゴタイプの和文表記に代わり、英文表記をする場合には、タイプフェイス（推奨フォント）「Frutiger 55 Roman」書体を使用してください。

ICHIKAWA

使用フォント：Frutiger 55 Roman

City of ICHIKAWA

使用フォント：Frutiger 55 Roman

シンボルマークと組み合わせる場合は、下記の組み合わせを推奨例として使用してください。



余白サイズ指示

(アイソレーションエリア = 不可侵領域)

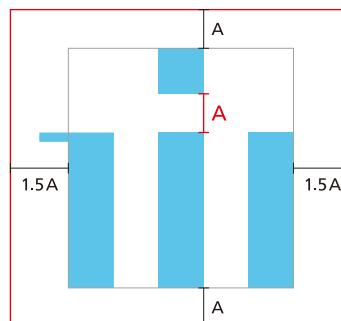
シンボルマークやロゴタイプの権威性と視認性を保つために、余白を確保してください。

そのエリアには、他の文字や図形などを配置してはいけません。

また余白サイズの内側は原則として白を使用※してください。

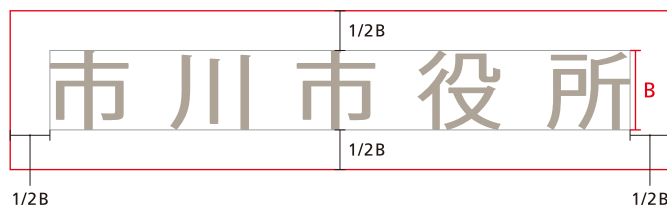
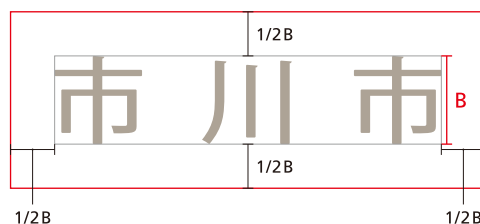
※P5の背景色の欄を参照してください。

余白サイズ (アイソレーションエリア)



シンボルマークの周囲に余白サイズ以上のスペース(赤の罫で囲われたスペース)を必ず確保してください。

余白サイズ (アイソレーションエリア)



「市」の天地を「B」とし、周囲に 1/2B 以上のスペース(赤の罫で囲われたスペース)を必ず確保してください。

最小使用サイズ

シンボルマークの権威性と視認性を保つために、左右 6mm 未満での使用は出来ません。



ロゴタイプの権威性と視認性を保つために、最小使用サイズが決まっています。

「ロゴタイプⅠ(市川市)」では左右 6mm 未満での使用は出来ません。

「ロゴタイプⅡ(市川市役所)」では左右 10mm 未満での使用は出来ません。

ロゴタイプⅠ(市川市)



ロゴタイプⅡ(市川市役所)



シンボルマークカラー ロゴタイプカラー

「市川市」のシンボルマークカラーである水色は、「江戸川」と「清らかさ」、「未来」を象徴させています。



特色指定： PANTONE2985C

DIC2175

色分解指定： C59%+M0%+Y6%+K0%



特色指定： PANTONE warm Gray8C

DIC549 1/2

色分解指定： C0%+M0%+Y0%+K58%

制作物には原則として特色を優先に使用してください。

印刷などにおいてカラーの制約がある場合は、色分解指定の表示で行ってください。

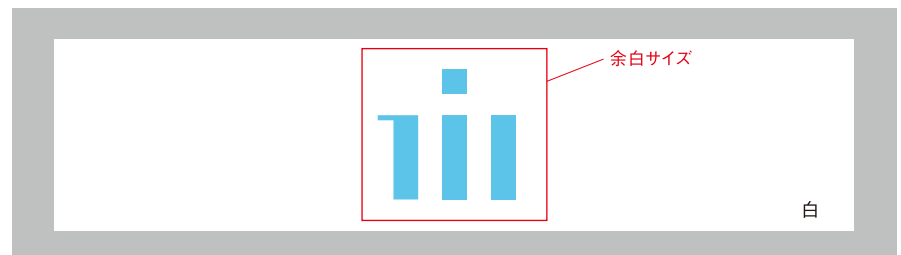
背景色

(シンボルマークの背景に使用できる色)

シンボルマークの背景には原則として白を基本とします。

印刷などにおいてカラーの制限が無い限り、余白サイズ※以上の大きさの背景色の白を敷いて、その中にシンボルマークを表示するようにしてください。

※P4の余白サイズ指示の欄を参照してください。



背景にシンボルマークカラーを使用する場合はシンボルマークを白で表示してください。



単色表示

印刷などにおいてカラーの使用に制限があり、単色のみ、あるいはモノクロのみしか使用できない場合の表示方法です。シンボルマークはモノクロ印刷の場合のみ、黒100%をご使用ください。

単色印刷



単色 1c：特色指定色

モノクロ印刷



黒 100%



シンボルマーク：黒 100%
ロゴタイプ：黒 58%

補助色表示(特殊表示)

※補助色表示は許可を得る必要があります。

表示アイテムなどにおいて印刷に制限がある場合や、より幅広い展開や効果を期待するなど特殊な場合には、下に定めた範囲での単色表示やネガティブ表示をすることができます。シンボルマーク、ロゴタイプ使用の場合も同様です。ただし補助色表示は特殊な場合に限りですので、必ず企画課へお問合せください。

金・銀表示



ネガティブ表示は金、銀表示の他、白でも表示ができます。



※背景色は黒の場合とは限りません。

※その他「エンボス加工」や「透かし」などの特殊加工を施す際にも、必ずお問合せください。

タイプフェイス
(推奨フォント)

「市川市」の広告やその他の印刷物などのコミュニケーションツールを視覚的に統一するために文字表記に関して、以下のフォントの使用を推奨いたします。

和文推奨書体

和文表記のフォントは「小塚ゴシック Pro」ファミリーを推奨します。

小塚ゴシック Pro - L

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
市川市 企画部広報課 担当部署

小塚ゴシック Pro - R

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
市川市 企画部広報課 担当部署

小塚ゴシック Pro - M

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
市川市 企画部広報課 担当部署

「小塚ゴシック Pro」が使用できない場合、「源ノ角ゴシック」(フリーフォント)のファミリーを代替フォントとして使用ができます。

源ノ角ゴシック R

あいうえおかきくけこアイウエオカキクケコ
市川市 企画部広報課 担当部署

英数字推奨書体

英数字表記のフォントは「Frutiger」ファミリーを推奨します。

Frutiger 45 Light

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz1234567890

Frutiger 55 Roman

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz1234567890

「Frutiger」が使用出来ない場合、「Myriad」のファミリーを代替フォントとして使用ができます。

Myriad Roman

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz1234567890

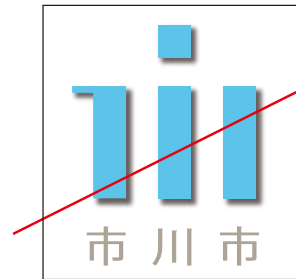
※推奨フォント及び代替フォントが使用できない場合は、必ず企画課へお問合せください。
(このマニュアルは推奨フォントを使用して作られています。)

誤った使用例

下記はシンボルマークやロゴタイプの誤った使用例の一部です。
統一されたブランドイメージの浸透を図るためにも、ベーシックマニュアルに忠実に従い、
下記のようなことがないようにご注意ください。



一部の大きさやカタチを変えての使用。



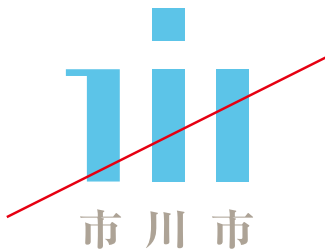
影をつける、罫で囲うなど別の要素を加えての使用。



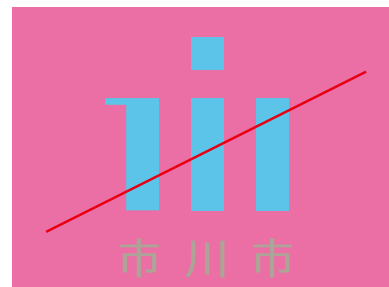
規定されたカラーシステム以外での使用。



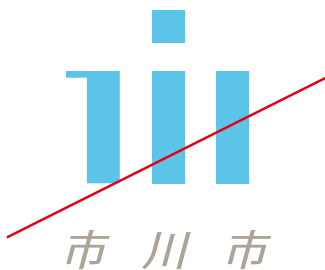
周囲に指定された余白を確保せずに使用。*



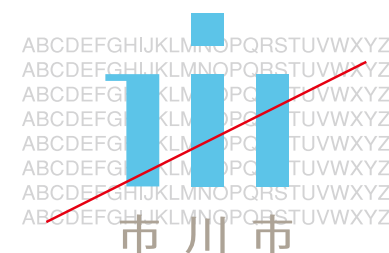
ロゴタイプ以外での使用。
あるいは不正確な表示での使用。



白またはシンボルマークカラー以外の背景色を使用。*



文字の間隔を変えて、あるいは変形しての使用。



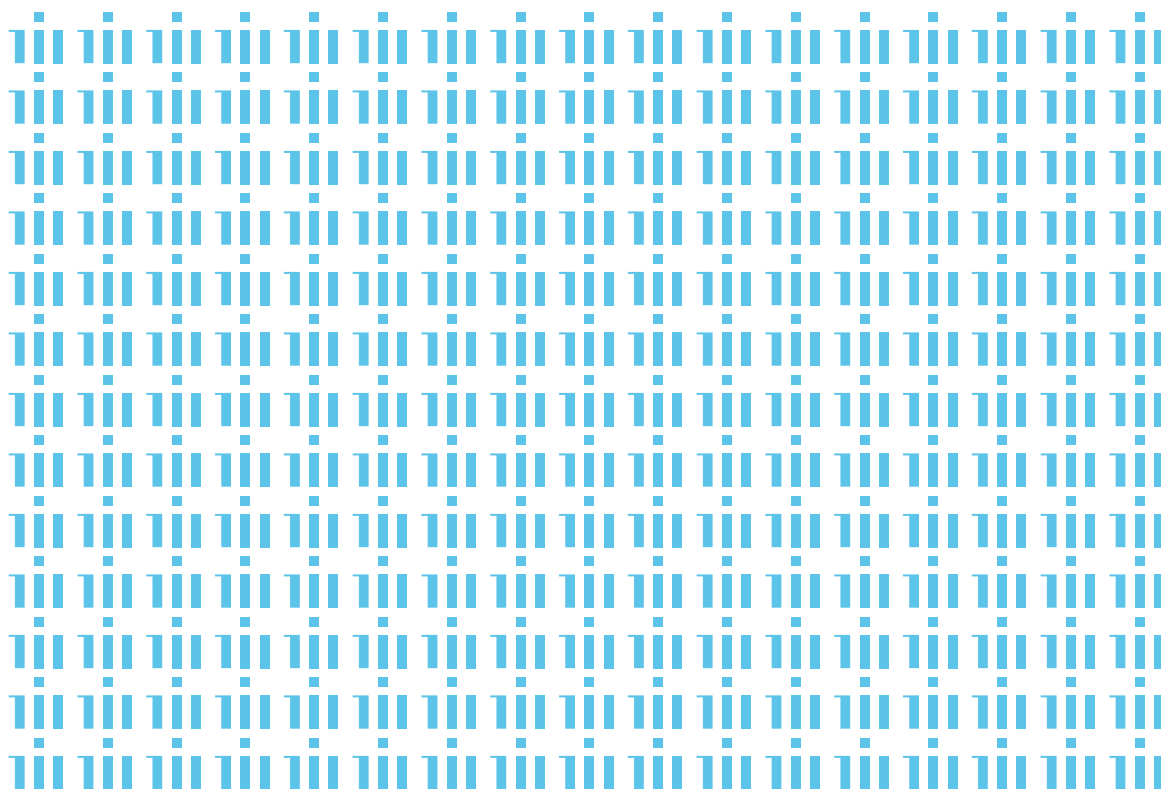
背景に複雑なパターンを用いての使用。

※補助色表示(特殊表示)など一部使用事例に反して使用せざるを得ない場合は、必ず企画課へお問合せください。

オーソライズド・バリエーション

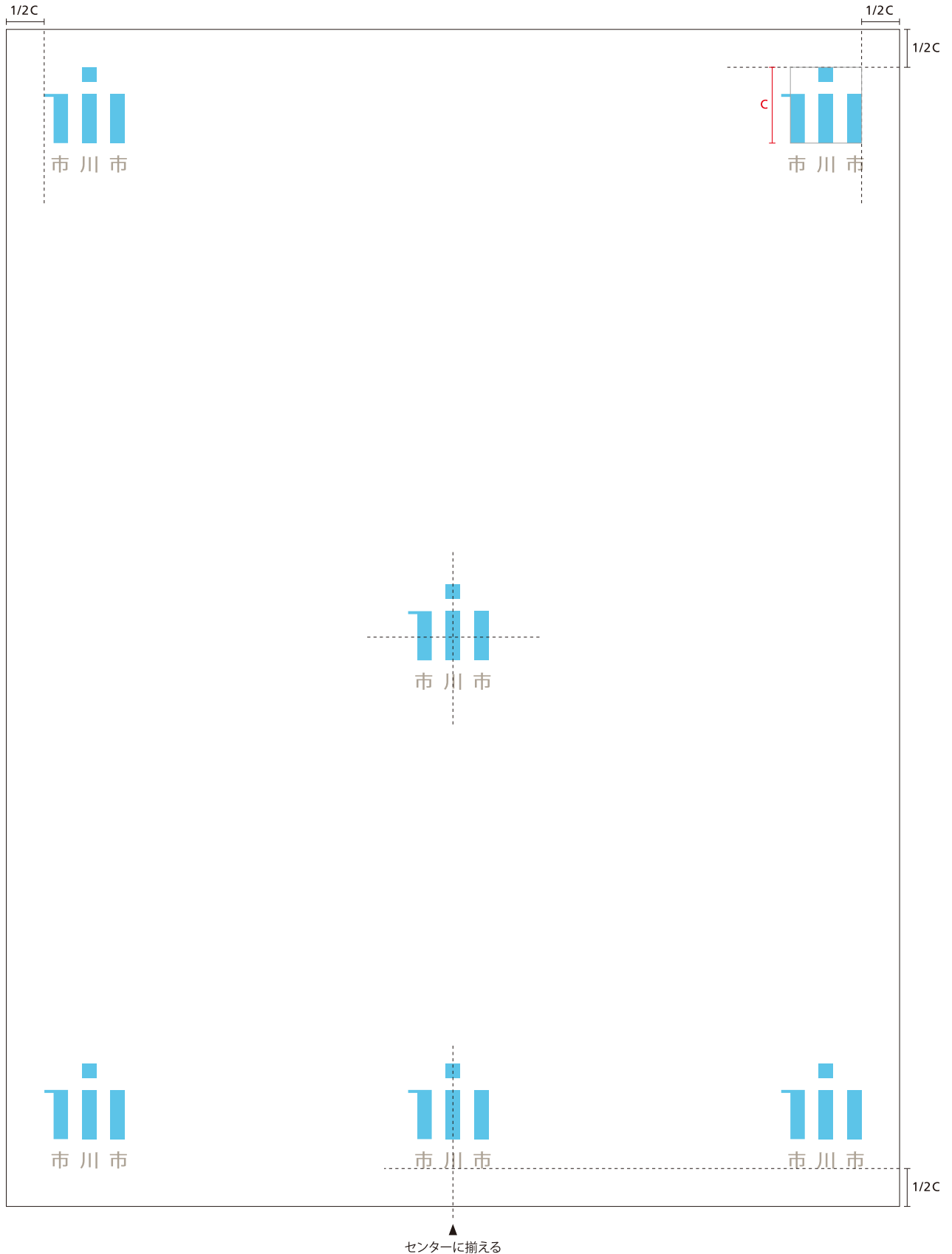
下記のパターンデザインはシンボルマークをモチーフとして特別にデザイン展開したものです。この場合のシンボルマークは、最小使用サイズ(P4参照)を下回るサイズや、シンボルマークの途中で切れてしまう場合でも使用可能です。

ここに示すもの以外にシンボルマークをバリエーションデザインすることはできません。



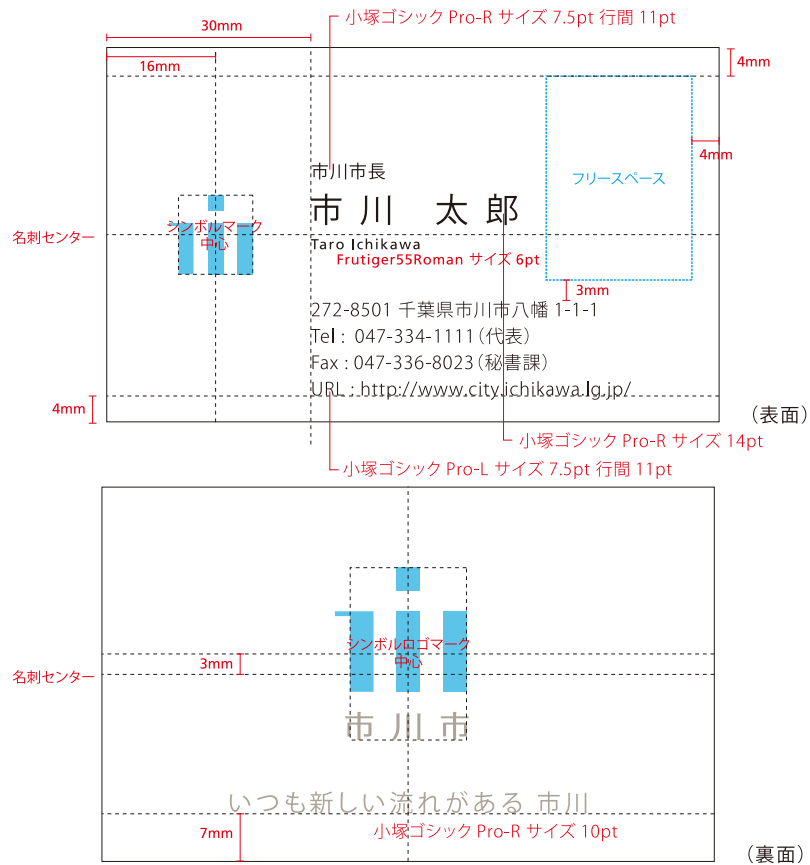
シンボルロゴマーク
レイアウト 推奨例

下記はリーフレット、フライヤー、ポスター等のグラフィック展開時のロゴマーク位置の推奨例です。シンボルロゴマークの大きさは、そのメディアのサイズに合わせたバランスで設定してください。なお、ロゴマークの権威性と視認性を保つために指示された最小の余白※を確保しなければなりません。また最小使用サイズ※は、左右 6mm 未満では使用出来ません。
※P4 の余白サイズ指示ノ最小サイズを参照してください。



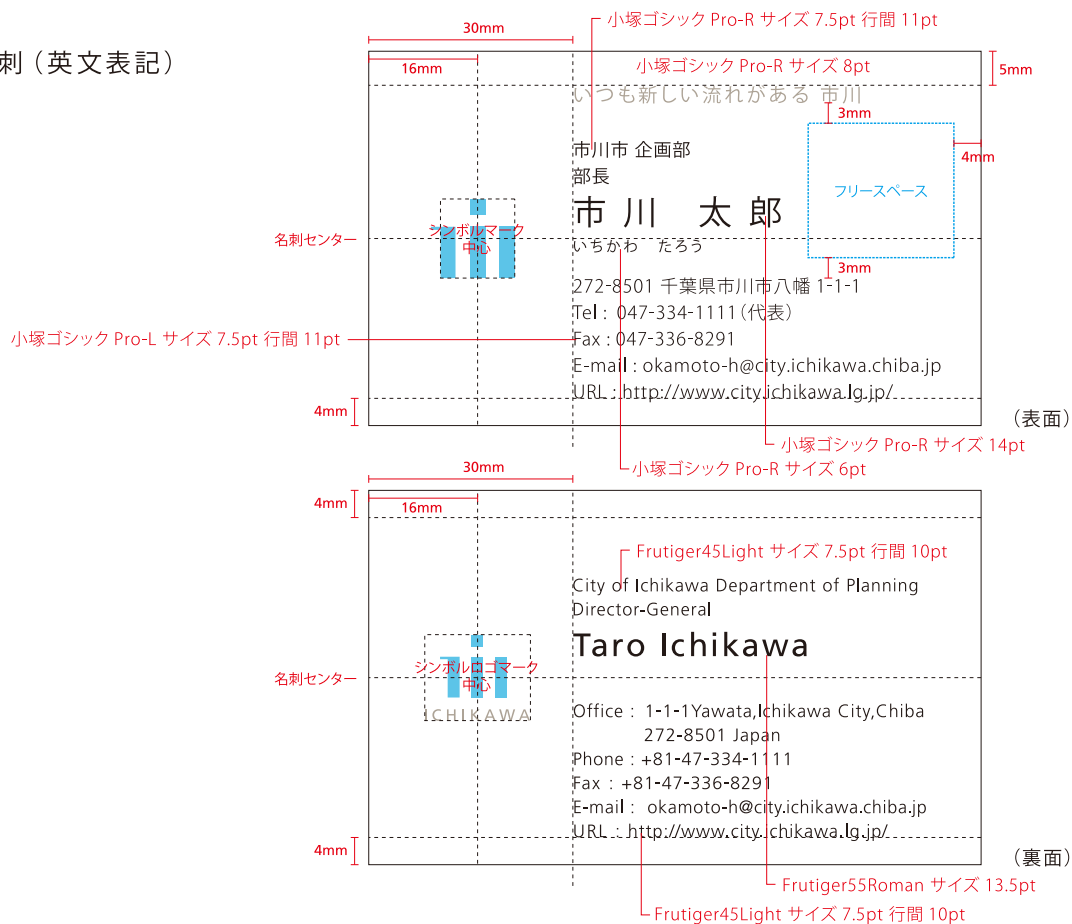
参考例

名刺



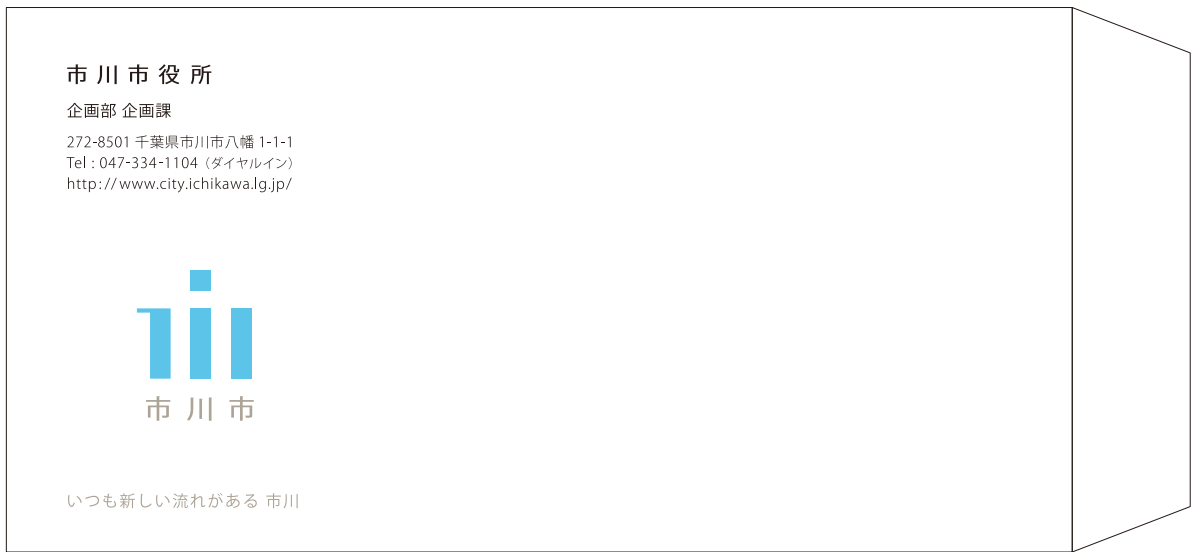
名刺サイズ (W91mm×H55mm) 90%縮小

名刺 (英文表記)



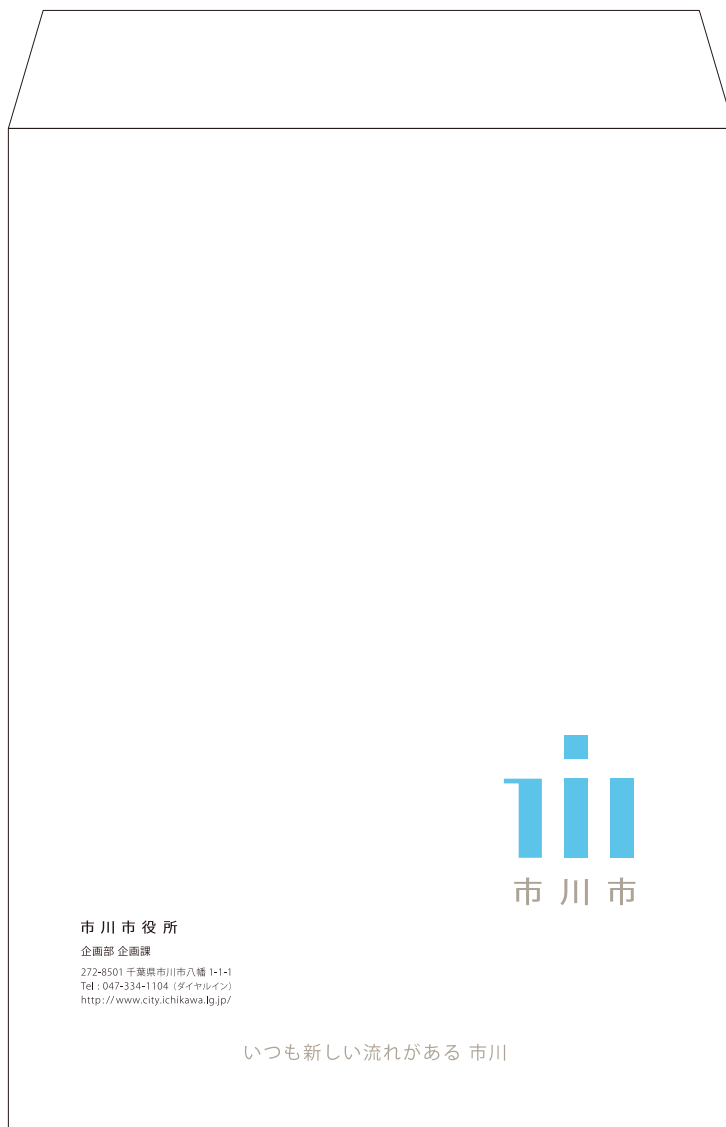
参考例

封筒



長3 (W235mm×H120mm)

60%縮小

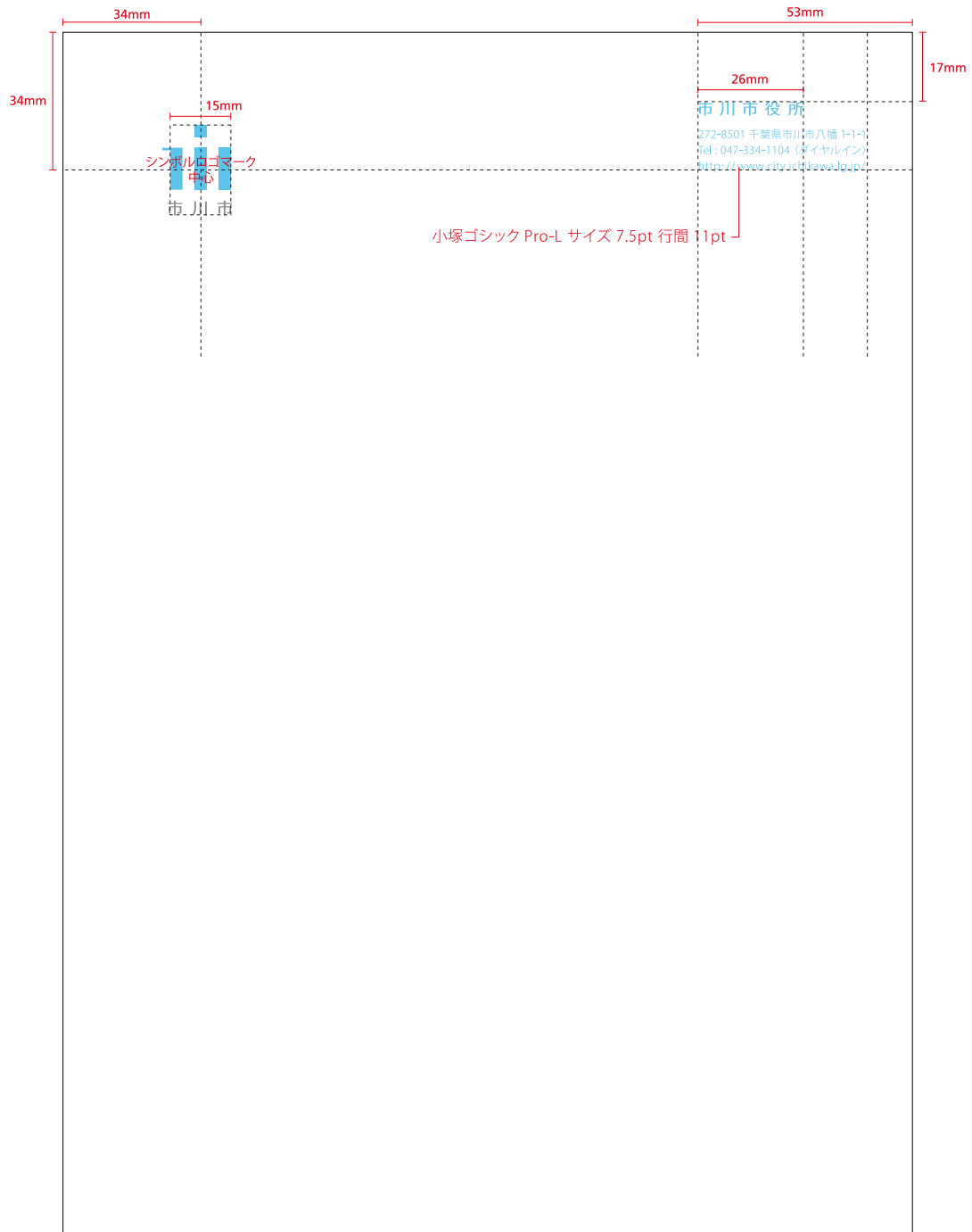


角2 (W240mm×H332mm)

40%縮小

参考例

レターヘッド



A4サイズ (W210mm×H297mm)

60%縮小

City of ICHIKAWA symbol design basic manual

発行日：2017年12月

Data：Adobe Illustrator(ai) CC
Adobe Illustrator EPS(eps) CC
Adobe PDF(pdf) Acrobat6(PDF1.5)
JPEG(jpg) / PNG(png)

お問合せ先：市川市企画部企画課 Tel:047-712-8591